

申請方法について

| Q | A |
|---|--|
| 実施規程の別表において、(1)サプライチェーン強化実証事業と(2)設備・機器等導入支援事業に事業が区分されているが、(1)と(2)の事業の両方に応募することはできるか。 | 実施規程第2第1項にあるように別表(1)サプライチェーン強化実証事業と(2)設備機器等導入支援事業は、同時に申請できない。ただし、別の協議会を立ち上げ、新たに合理化計画を立て、事業申請をするのであれば、申請できる場合もあります。 |
| 第3 間接補助事業者について、複数の食品卸業者で構成する協議会は、対象となるのか。 | 既存の団体であれば、第3第1項(2)になります。今回の申請にあたり新規で作る団体(協議会)であれば、(4)になります。 |
| 第3第1項(4)で食品流通業者と協議会を構成できるものとして、食品製造業者は該当しますか。 | 生鮮食料品等のサプライチェーン強化・改善に資する目的で、食品流通業者に加えて、食品製造業者も協議会の構成員となることは可能です。 |
| 第3第1項(4)で当該食品流通業者が会員となっている食品卸団体、食品小売団体とは協議会を構成できますか。 できない場合は企業組合、事業協同組合、協同組合連合会等が協議会に参加できて、一般社団法人等の団体が参加できない理由を教えてください。 | 構成できますし、食品卸団体、食品小売団体であれば、協議会を構成しなくても組合又は社団法人等の団体として事業に応募することが可能です。 |
| 機器などを購入する際、納期に時間を要することが想定されるため、補助金交付決定の前に、機器の購入や仮押さえ、仮契約、予約を行う事は可能か？ | できません。予約などで契約書を結ぶ日付が交付決定日の前である場合、補助対象にならないため、交付決定通知前の段階では見積取得程度でお願いいたします。ただし、特段の事情が認められる場合は、補助金交付申請後に「交付決定前着手届」を提出すること(実施規程第7第7項)で補助対象となります。 |
| 交付決定前着手届を提出して事業に着手するにあたり、何か要件はあるか？ | 以下の条件を了承いただきます。 ①交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は、間接補助事業者が負担すること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は間接補助事業者が負担します。 ②交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。 ③当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行いません。 |
| 交付決定前着手届を行った事業に関しても複数見積の取得は必要か？ | 必要です。交付決定前着手届を提出した事業に関しても、交付申請時と同様に、複数見積を取得して事業に着手してください。 |
| 見積価格に値引きがあった場合、補助対象金額をどのように算出すればよいのか？(課題提案書提出時) | ①値引き対象が特定、明記されている見積を取得している場合 対象額から値引き額を減額、その後補助対象金額のみを合計し、その金額の1/2以内を補助対象金額としてください。 ②値引き対象が特定できない見積を取得している場合 値引き後の見積総額から補助対象外金額を減額して、その金額の1/2以内を補助対象金額としてください。 ※ なお、課題提案書が採択され、補助金交付候補者となり交付申請する際は、必ず値引きの対象が特定できる見積を取得し、補助対象額の算出をお願いします。 |
| 今回の流通合理化計画を希望する会員企業が多数となった場合の支援上限額を増額する対応策として「食品卸団体」として「本部」以外に「各支部」での登録が可能か？ | 支部として協議会を作り、合理化計画の申請・認可を受けることで本部+支部の申請は可能となります。 |
| 間接補助事業者の要件は、「中央卸売市場若しくは地方卸売市場の関係事業者で構成する団体、食品卸団体、又は卸売市場の関係事業者若しくは食品卸売事業者により構成する協議会」となっているので、例えば地方卸売市場で、卸売業者が1社のみ(開設者と卸売業者は同一)という場合でも、何らかの協議会を設立しなければ、個社では応募はできないということではよろしいでしょうか？ | 個社の卸売業者で申請はできません。本事業は、団体申請が要件となっています。なお、構成者1者(社)の協議会の申請は(個社の申請と同じなため、)認めることはできません。 |
| 組合は1000万(補助額)を超えての申請はいいのでしょうか | サプライチェーン強化実証事業の補助金の上限は1間接事業者あたり3千万円です。 設備・機器等導入支援事業の上限額は、1間接事業者あたり1億円(補助金ベース)、個々の事業者の取組については上限1千万円(同)です。 |
| 合理化計画と事業申請は同時にできるのか | 同時に申請可能ですが、本事業の応募要件として合理化計画の認定を受けている、または受ける見込みがあることが条件のため、合理化計画を先に申請・認可を受けることが望ましいです。 |
| 法人格を持たない団体・協議会も合理化計画を申請できるのか | 申請可能です。 |
| 間接補助事業者の合理化計画に係る認定申請書は、いつから受付を行うのでしょうか？ | 合理化計画の申請については公募開始前でも申請可能なので、農水省に提出してください。 |
| 合理化計画申請時に添付する見積書やカタログについて、性能や仕様がわかればよいもので、複数見積の結果とは一致しないため、その時点で入手したものを参考資料として添付すればよいのか | その時点で入手した資料を添付していただければ結構です。 |

申請方法について

| Q | A |
|--|--|
| 以前入手した合理化計画申請の記載例で、3(4)及び4の実施者の欄では、「会員〇者」等まとめて記載しているが、(3)の導入業者は、実施者を全て列記するのか | 全て列記する必要があります。また、3(4)及び4についても実施者を全て列記した記載例に修正しました。 |
| 「食品等流通合理化計画」は各種支援を受けるために認定申請するものと理解していますが、今回の対策事業は、当該合理化計画の一部として行うものであると考えればいいのでしょうか？ | 本事業も合理化計画の一部として行うものというご理解で結構です。 |
| 当社は地方卸売市場の機能も持つ会社ですが、補助金申請の対象は当社の完全子会社(水産加工・販売)です。今回、子会社で使用する製造機器の購入のため補助金申請を行いたいのですが、子会社も申請対象になるのでしょうか？ | 本事業の卸売市場関係者の申請について、中央卸売市場又は地方卸売市場の関係事業者を構成員とする団体(新規設立可)となっていますので、卸売市場関係事業者の子会社、卸売市場関係事業者単独では対象になりません。 左記の場合、子会社が構成員となる間接補助事業者(団体、協議会等)が合理化計画を作成する必要があります。親会社が構成員となる間接補助事業者では子会社の取組む合理化計画は作成できません。 |
| 卸売市場内の個々の民間事業者(株式会社等)単体での申請は可能か | 上記の回答同様、単体での申請はできません。 |
| 弊組合は地方卸売市場の設立・管理運営者で、場内に入っている卸売会社や、仲卸組合が役員の一部としても在籍しております。場内に入っている卸売会社や仲卸会社が参加する新たな協議会を設立しなくても弊組合で使用する事業費の他、卸売会社や仲卸会社が使用する事業費についても、弊組合名でまとめて実施してもよろしいのでしょうか？あくまで弊組合内でのみ実施する事業でないといけないのでしょうか？ | 貴組合で申請する場合は貴組合に属する構成員(組合員)の事業が補助の対象となります。役員の一部として在籍している卸売会社や仲卸会社が貴組合の構成員である場合は補助の対象となりますが、構成員ではない場合は当該卸売会社や仲卸会社を含めた協議会として申請しなければ補助の対象になりません。 |
| 間接補助事業者(中央市場運営協議会)の構成員であれば、結果的に個社の事業について事業実施者がまとめて申請すれば対象になりますか？ | 合理化計画の認定は、申請者(団体)の構成員全体又は一部の事業者が取り組む中で、補助事業を活用する者が1事業者の場合は申請可能です。 |
| 同じ会社で2件(例えば、冷蔵車の購入とパレット循環システムの購入)の取組をに対して補助金の交付を受けることは可能ですか | 可能です。なお、複数の取組をした場合も補助金の上限は1構成員(個社)あたり10百万円となります。 |
| 申請団体(協議会)は構成員2社から結成できますか？2社からでも可能な場合、協議会の補助金の上限はの100百万円まででしょうか？1構成員10百万円の20百万円まででしょうか？間接補助事業者の要件は？ | 2社でも結成可能です。間接補助事業者(協議会)として直接取り組む事業の補助金の上限額は100百万円、構成員(個社)で取り組む事業の補助金の上限額は各10百万円です。協議会及び構成員の取組を組み合わせて行う事業であっても、合計で100百万円が上限となります。間接補助事業者の要件は実施規程 第3をご参照ください。 |
| 間接補助事業者は小売団体でも大丈夫ですか？ | 事業者への納品を事業の中心としている小売業者が、複数事業者で連携し、補助事業の趣旨に合致した取組を行うため申請することは可能です。 |
| 流通合理化計画を提出しないと申請ができない、という認識でよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおり、流通合理化計画を農林水産省に提出し認定済又は農林水産省へ提出(申請中)済が申請要件となります。 |
| 食品等流通合理化事業を実施している、中央卸売市場魚類市場の卸売業者です。(2社あるうちの1社です)、卸売業者単独での申請は可能でしょうか。食品流通合理化事業は開設者(市町村)になります。 | 補助事業が申請できるのは、個社ではなく、組合や協会、協議会等の団体となります。 |
| 2つの別々の協議会から申請するとして、構成員が両方に参加することは可能でしょうか？ | 可能ですが、補助金の上限額は合計で10百万以内になります。また、同内容の取組(例:1台の冷凍車を購入するために別々の団体(協議会)から申請する)に対しては認められません。 |
| 現在、市で申請をしているが連合会で申請する場合、連合会で合理化計画の認定を受け生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化対策事業の申請をしなきゃいけないのか | 申請が必要です。補助事業の実施は、流通合理化計画の認定が要件となっています。また、補助事業の申請者と、流通合理化計画の認定申請者は同じ者(団体)となります。 |